福祉文教常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成26年8月11日 午前 9時 6分 開会 午前10時59分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	委員長 髙橋冨美子委員 副委員長 片野哲生委員 坂田よう子委員 土橋秀雄委員 竹内恵美子委員 清水弘子委員 奥津勝子委員(議長)
4 傍聴議員	高橋英俊議員 二宮加寿子議員 渡辺順子議員 関威國議員
5 説明員	中﨑町長 栗原副町長 藤家教育長 荒巻危機管理対策担当参事 大槻総務課長 小林副主幹兼総務法制係長
	佐野町民福祉部長 矢野町民課長 片倉副主幹兼町民協働係長 相田教育部長 瀬戸子育て支援課長 齋藤副課長兼保育園・幼稚園係長 柳田副主幹兼子育て支援係長 谷河教育総務係長 辻丸教育指導係副主幹
6 職務のため 出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野昭雄

7 協議等の事項

- (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準を定める条例について
 - ・(仮称) 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の骨子案の概要について
 - ・(仮称) 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の骨子案の概要について
 - ・(仮称) 大磯町子どものための教育・保育給付に係る認定基準を定める条例 の骨子案の概要について
 - ・(仮称) 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案の概要について
- (2) いじめ防止対策推進法への対応について
- (3) 大磯町立中学校給食の導入に向けての保護者説明会報告について
- (4) 大磯駅前自転車駐車場整備事業スケジュールについて
- (5) 防犯灯LED化事業について
- (6) その他
- 8 その他
 - 一般傍聴 なし

- (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準を定める条例について
 - ・(仮称) 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨 子案の概要について
 - ・(仮称) 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の骨子案の概要について
 - ・(仮称) 大磯町子どものための教育・保育給付に係る認定基準を定める条例の骨 子案の概要について
 - ・(仮称) 大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の骨子案の概要について
 - 9月定例会に提案予定の4条例について、担当課から説明があった。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために成立した制度であり、「1.質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「2.保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「3.地域の子ども・子育て支援の充実」を目的としている。

新制度のポイントは4点あり、1点目は、教育・保育に関する給付制度の導入、2点目は、確認制度の導入、3点目は、教育・保育給付に係る認定制度の導入、4点目は、地域子ども・子育て支援事業の実施であり、それぞれ基準を定める条例を制定する。

町は、国が定める「従うべき基準」や「参酌すべき基準」に基づき条例委任するが、 4条例すべて国の示す基準が妥当であるとの考えから、従うべき基準は従い、参酌すべき基準についても国の基準が示すとおりで制定したいと考えている。

(仮称)大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、 創設される3歳未満児を対象とする家庭的保育事業等の地域型保育事業について市町 村が認可・指導を行うこととなるため、設備及び運営に関する基準を条例で定める。

(仮称)大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例では、新制度で給付制度が導入されることにより、施設等が給付費の対象 となるためには、一定の運営基準等を満たしているか町の確認を受けることが必要と なる。公的給付の対象施設・事業であることの確認にあたり、満たすべき運営に関す る基準を条例で定める。

(仮称)大磯町子どものための教育・保育給付に係る認定基準を定める条例では、 保護者が給付を受ける資格を有しているか等、認定を受ける必要があることから、認 定に係る基準を条例で定める。なお、近隣市町や現在制定している条例との整合性を 鑑み名称を「大磯町保育の必要性の認定基準を定める条例」とする予定である。

(仮称)大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める。

なお、7月11日から8月10日までの間パブリックコメントを実施した。

新制度施行までのスケジュールについては、9月定例会に4条例の議会を提案するが、今後利用者負担額を国や近隣市町の動向を見た中で来年3月までに条例を制定し

たいと考えている。

◎主な質疑特になし

(2) いじめ防止対策推進法への対応について

いじめ防止対策推進法施行に伴う、大磯町教育委員会の対応について、現在の状況と今後のスケジュールについて、担当課から説明があった。

昨年、国が制定した「いじめ防止対策推進法」を受け、各自治体がそれぞれの対応を求められており、現在、関係各課と調整し法に対する対応を進めているところである。町の取り組みとして、町立小中学校ではすべての学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定しているが、仮の基本方針であることから、町のいじめ防止基本方針が確定し次第、各学校に応じてふさわしいいじめ防止基本方針を見直していく。今後、素案に対しパブリックコメント等を実施し、今年度中に策定したいと考えている。

◎主な質疑 特になし

(3) 大磯町立中学校給食の導入に向けての保護者説明会報告について

大磯町立小中学校の保護者を対象に実施した中学校給食の導入に向けての説明会の概要について、担当課から説明があった。

教育委員会で策定した「中学校給食の導入に係る教育委員会検討会意見書」について、小中学校の保護者に説明し、意見や要望を聴取した。説明会は、7月6日(日)、9日(水)、13日(日)の3回実施し、計103名の参加があった。約2,300の保護者世帯に対し、103名の参加ということで、少ない方の意見しか聴取することができなかったことから、2学期が始まり次第保護者に資料を配布し、デリバリー方式を周知した中で再度意見を聴取したいと考えている。

◎主な質疑

問: 以前、給食導入についてアンケート調査を行った際、デリバリー方式で行っていくといったアンケート方式ではなかったことから、学校給食は自校方式だと思った人が多かったと聞いているが、如何か。

答: アンケートでは、保護者は自校式を望む声が多かったが、生徒は弁当を望む声が一番多かった。そのことを総合的に教育委員会で検討した結果、意見書として、財政面、食育などを考えデリバリー方式とした。なお、周知不足という意見を多くいただいたことから、再度意見書の方向性をまとめたものを保護者に対する説明資料として配布し、意見をいただきたいと考えている。

問: なかなか意見が出てこないと思うが、もう少し掘り下げて意見を聞かないと、 給食を導入したはいいが後で大変なことになるので、慎重に行ってほしい。ス タート時点では、選択できる形も必要ではないかと考えるが、如何か。

答: 意見書の内容を再度保護者の皆さんに投げかけ、意見をもう一度確認したいと考えている。

意: 中学生の子を持つ親は意見を言い辛いといったことを聞く。説明会に来ない 保護者の中にはすごくマイナスイメージを持った方もいるので、そこをどう掘 り起こしていくかしないと、後になっていろいろな意見が出てくることになる。 慎重に行ってほしい。

問: 決定事項に対する説明会だと思われていた保護者もいた。結果に対する中間 報告が欠けていたのではないかと思うので、9月にはしっかりと説明してほし い。スタート地点をどこに持ってくるか、とても大事な時期である。きちんと 行ってきたということを主張するのであれば、その辺も考えてきちんと主張するべきだ。

答: ご指摘も含め、資料を揃え、意見を集めたいと考えている。

問: 学校は生徒が中心となるべきだ。アンケートでは生徒は弁当がいいと言っている。保護者が中心の給食をつくるのか、生徒を中心のものとするのか、町はどのように考えているのか。

答: 生徒の気持ち、保護者の気持ちをトータルに考えて給食を実施すべきと考えている。食育で子どもたちに栄養を取っていただき、大きく健やかに成長してもらいたいこと、また、最近では働く力として女性の力が非常に大きくなっており、そういう中でも支援ができないかといったことも含め、いろいろなことをトータルで考えている。

問: デリバリー方式については、衛生上や安全性の問題があると考える。何かを 入れることも可能で、非常に不安になる面もある。中学校で犯罪がないとは限 らない。その辺はどのように考えているのか。

答: 給食は専門業者が衛生管理、安全性を重視し調理する。運ばれた給食については、部屋を改良し、エアコンで適温適度を保つといった安全対策も進めていく。心配されるようなことがないよう、注意して行っていきたいと考えている。

問: 給食保管場所の衛生上の問題や安全性はどうなのか。

答: 保管場所については、きちんと鍵の管理を行い、エアコンを設置し温度や湿度の管理を行い、安全を確認していく。子どもたちに安全な給食を届けることを考え行っていかなければならないと認識している。

(4) 大磯駅前自転車駐車場整備事業スケジュールについて

大磯駅前自転車駐車場整備業のスケジュールについて、担当課から説明があった。 委託内容について、基礎形状の設計を決定するため、地盤調査の追加実施により 151万2,000円を増額し、契約変更した。契約日は、5月8日。委託期間については、 実施設計書の作成期日の延長や低入札価格調査制度の導入により、契約期限を8月 29日から12月19日に変更予定である。建築内容については、実施設計を進める中、 建築工事費の増額に繋がる地下部分の土留め柵や基礎形状の変更及び人件費・資材費 の高騰等の要因が生じたが、当初予算の範囲内で収めるため建築内容を変更する。当初、地下1階、地上3階(3階部分、一部屋根無し)としていたものを、変更後は地下1階(半地下)、地上2階(当初の3階部分は屋上階とする)とするもの。建設工期については、実施設計業務委託期間のずれ込みや社会情勢の変化に伴う作業員不足など労務環境や資材調達のため、当初9月上旬から平成27年3月までとしていた建設工期を12月下旬から平成27年8月とするもの。このため9月定例会において、平成26年度の工事請負費等の事業を翌年度に繰越して使用できる経費として補正の提案を予定している。

◎主な質疑

問: 基礎形状の設計を決定するため、ボーリング調査を2箇所追加実施したとあるが、場所はどこか。

答: 建物南側となる。谷戸で軟弱層が入っていることからボーリング調査を追加 実施した。

意: 工事の立面図について、高さの表示がない。立面図には、敷地の大きさや高 さなど必ず記載してほしい。

問: 当初地上3階としていたものを、半地下の地上2階としているが、高さは変わらないのか。

答: 当初基本設計で求めていた3階部分の屋根の高さと、変更後の屋上階の手すりの高さが同じとなるが、記載はしていない。

問: 手すりより上のスロープ屋根の部分は当初よりも高くなるということか。

答: 概ね1.5~2メートル高くなる。

問: 建築内容の変更により、今後の維持管理費はどうなるのか。

答: 地下1階を半地下にすることで、排水を自然流水でできるようになると想定している。 ポンプアップする設備が不要となるという利点もある。

問: 維持管理面も考慮してほしい。できるだけ自然光が入るような設計にし、光 熱費が掛からないようにすべきである。

答: 維持管理面も考慮し計画していきたい。

問: 以前、歴史的建造物の多い大磯町にあったデザインにするといったPRがあったが。

答: 落ち着いた雰囲気を出そうということで校倉風という言い方をしたが、図に はまだ反映されていない。

問: 収容台数についての説明がなかったが、変更はないものと受け止めてよいか。

答: 収容台数の変更はない。

問: なぜ、工期を長引かせるのか。その分余計に経費が掛かると思う。駅前についてはもっと集中的に取り組んでもらいたい。

答: 安全な建物を造る上で必要な作業が発生したため、遅くなった。極力最短で 安全安価な建物を造れるよう頑張っていく。

(5) 防犯灯LED化事業について

防犯灯LED化事業実施に向けて、事業効果、スケジュールについて、担当課から 説明があった。

今年度、町内約3,600灯の防犯灯についてLED化を計画している。防犯灯LED 化のメリットは、電気料金の削減、維持管理費の削減、防犯効果の向上や二酸化炭素 排出量の削減などが挙げられる。電気料金については、基本料の値上げにより大幅に 上昇している現状にあるが、LED化に伴い契約ワット数が 10 ワット契約となり、 契約変更の効果は、平成25年9月と比較すると年間で約52%、684万4,000円の削 減が見込まれる。また、維持管理費については、全体の約3割、約1,300灯の球切れ 修繕が毎年発生し、平均約 400 万円の修繕料が掛かっているが、LED化により約 14 年間不要となる。この防犯灯LED化をESCO事業方式により実施する計画で ある。ESCO事業のメリットは、事業者が保証のリスクを追うため、町は最適な技 術提案が受けられることが大きな特徴である。電気料の削減効果は、14 年間で約 4,700 万円見込まれる。使用料の支払いが10年で終了するため、11年目以降は電気 料だけの負担となる。スケジュールについては、募集要項の配布、参加表明書・提案 書の受付を7月中に行い、2事業者からの申込みを受けている。今後、8月 19 日に プレゼンテーション、審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。その後、事業者と の詳細協議、基本契約の締結、工事終了後本契約を締結し、来年1月頃からサービス 開始の工程で準備を進めている。

◎主な質疑

問: 1年間で3,600 灯すべてをLED化するのか。それとも10年間で360 灯ず つLED化していくのか。

答: 9月中旬から 12 月までの 3 τ 月半で 3,600 灯の灯具を順次交換し、来年 1 月からはすべて LED 化でサービスを開始する。

問: 契約後少なくとも 14 年以上は存続できる事業者でなければならないと考え るが、その点を考えて事業者を選定するのか。

答: 管理能力や資金計画を審査項目に入れ能力等を判断していく。

問: デメリットの説明がなかったが、デメリットはないのか。

答: リースのため購入した場合と比べると多少割高になるが、現在の維持管理費と比較しても年間で約50万円弱コストが削減できる。また、契約期間中に新たなLED機器が出てもかえられないといったデメリットもある。

問: リース料は掛かるが、購入と比べはるかに初期投資も少なく実施できるということか。

答: そのとおりである。初期投資が不要なことからリースとした。

問: 14 年間球切れ修繕が不要との説明だが、途中で球切れした場合きちんと交換してもらえるのか。

答: 灯具については、基本契約の中で10年間は無償交換してもらう。ただし、 災害時は町と事業者との協議となる。 問: 災害時の協議については、契約の中できちんとしてほしい。

答: 今後、詳細協議、基本契約、本契約に向け、町で話すべき内容はしっかり話をし、契約を締結していきたい。

問: メリットがあることが分かっていながら何故一歩進めなかったのか。

答: ESCO事業は、数年前からあったが実績が伴っていなかった。湯河原町へ 状況確認を行い、その上で今回踏み切った。

問: 電灯寿命の比較で、光源寿命が14年60,000時間と記載があるが、本当に大 丈夫なのか。14年とは1日何時間点灯しての年数なのか。

答: 自動点滅器を導入する。1日の点灯時間は計算していない。

意: LEDは徐々に照度が落ちるので、契約の中である一定の照度を超えたらL EDを交換すると記載することを要望する。

問: 防犯灯LED化のメリットとして、防犯効果の向上を掲げているが、何を持って防犯効果の向上としているのか。

答: 明るさだけでなく、LED化することで球切れの頻度が少なくなり暗い状況 が生じにくくなる。

問: 現在、町内に防犯灯はどの位あるのか。LED化により、防犯灯を整理し少なくしていくのか。

答: 現在、町内には約3,700 灯の防犯灯がある。そのうちLED化した約100 灯を除く約3,600 灯の蛍光灯タイプの防犯灯を一括して交換するものである。

(6) その他

特になし。

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。